

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成25年9月12日(2013.9.12)

【公表番号】特表2012-521323(P2012-521323A)

【公表日】平成24年9月13日(2012.9.13)

【年通号数】公開・登録公報2012-037

【出願番号】特願2012-501200(P2012-501200)

【国際特許分類】

B 6 0 S 1/40 (2006.01)

【F I】

B 6 0 S 1/40 A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年8月5日(2013.8.5)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

サイドロック原理に従ってワイパアームをワイパブレード(12)にヒンジ接続するための接合装置(10)であって、ワイパアームに固定された接続エレメント(36)を有していて、該接続エレメント(36)が、ワイパブレード(12)に固定された接合エレメント(24)の側方に延在していて、支承エレメント(34, 38)を有しており、該支承エレメント(34, 38)は、接合エレメント(24)に設けられた支承エレメント(34, 38)と共に、ワイパブレード(12)の長手方向に対して直交する横方向に延在する旋回支承装置を形成しており、接続エレメント(36)に設けられているロック装置(40)が、作動位置への旋回時に、前記支承エレメント(34, 38)を旋回軸線の方向で互いに相対的にロックするようになっている形式のものにおいて、

前記接続エレメント(36)と前記接合エレメント(24)との間にコード化装置(46, 52)が設けられており、該コード化装置(46, 52)は、前記ワイパブレード(12)が所属のワイパアームによって作動されるために定められている場合にのみ、前記ワイパブレード(12)の作動位置への旋回を許容し、

前記コード化装置(46)は、前記ロック装置(40)の折り曲げられた端部(42)に一体成形されているコード化切欠(50)から成っていて、該コード化切欠(50)に、前記折り曲げられた端部の領域において前記接合エレメント(24)に一体成形されているコード化突起(48)の対応する嵌合輪郭が嵌合することを特徴とする、サイドロック原理に従ってワイパアームをワイパブレードにヒンジ接続するための接合装置(10)。

【請求項2】

前記コード化切欠(50)は、約90°の円弧状の切抜きの形状を有する、請求項1記載の接合装置(10)。

【請求項3】

コード化切欠(50)及びコード化突起(48)の形状が、3角形又は多角形であるか、或いは単一湾曲部又は複数湾曲部を有する形状である、請求項1記載の接合装置(10)。

【請求項4】

ブリッジ形又はハンガー形のロック装置(40)が前記接合エレメント(24)に配置

されていて、前記ロック装置（40）の折り曲げられた端部（42）が前記作動位置において前記接続エレメント（36）を側方で保持し、前記コード化装置（46，52）が前記ロック装置（40）の領域内に配置されている、請求項1記載の接合装置（10）。

#### 【請求項5】

ブリッジ形又はハンガー形のロック装置（40）が前記接続エレメント（36）に配置されていて、前記ロック装置（40）の折り曲げられた端部（42）が作動位置において前記接合エレメント（24）を側方で保持し、前記コード化装置（46，52）が前記ロック装置（40）の領域内に配置されている、請求項1記載の接合装置（10）。

#### 【請求項6】

前記コード化装置（46，52）が、コード化突起（48，54）とコード化切欠（50，56）とを有しており、これらのコード化突起（48，54）及びコード化切欠（50，56）は、互いに嵌合し合い、かつ互いに別個に前記接合エレメント（24）又は前記接続エレメント（36）に配置されている、請求項1から5までのいずれか1項記載の接合装置（10）。

#### 【請求項7】

前記コード化装置（46，52）のコード化が、前記コード化突起（48，54）及び前記コード化切欠（50，56）の形状又は位置によって規定されている、請求項6記載の接合装置（10）。

#### 【請求項8】

前記コード化装置（46，52）のコード化が、前記コード化突起（48，54）及び前記コード化切欠（50，56）の形状及び位置によって規定されている、請求項6記載の接合装置（10）。

#### 【請求項9】

接合エレメント（24）を備えたワイパブレード（12）において、  
前記接合エレメント（24）が、前記ワイパブレード（12）が所属のワイパアームによって作動されるために定められている場合にのみ、前記ワイパブレード（12）の作動位置への旋回を許容するコード化装置（46，52）のコード化突起（48，54）又はコード化切欠（50，56）を有していることを特徴とする、ワイパブレード（12）。

#### 【請求項10】

1つ以上のワイパブレード（12）を有する、自動車用のワイパブレードセットにおいて、

ワイパブレードセットのワイパブレード（12）が、種々異なるコード化装置（46，52）を有していて、該コード化装置（46，52）は、ワイパブレード（12）が所属のワイパアームによって作動されるために定められている場合にのみ、前記ワイパブレード（12）の作動位置への旋回を許容することを特徴とする、ワイパブレードセット。

#### 【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0008

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0008】

種々異なる使用例のためのコード化は、一方ではコード化突起及びコード化切欠の形状及び構成によって得られ、又他方では接続エレメント若しくはロック装置又は接合エレメントにおける位置によって得られる。コード化突起及びコード化切欠の形状は、3角形又は多角形、或いは単一湾曲部又は複数湾曲部を有する形状が考えられる。また、コード化のために、接続エレメント若しくは接合エレメントに設けられたコード化装置の位置を利用してもよい。このような形状及び位置を組み合わせることによって、コード化可能性の多様性はさらに高められる。多くの組み合わせ可能性によって、1台の車両において多数のウインドワイパを同じ型式の接合装置によって組立てなければならない場合でも、間違った組立は確実に避けることができる。このことは、同じ形式の接合装置を有する種々異

なるワイパブレードを有する同型の車両にも当てはまる。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0014

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0014】

図4及び図5に示した接合装置10は、折り曲げられた端部42の、図1～図3に示した実施例とは反対側にコード化切欠56を有している。それに対応して、接合エレメント24におけるコード化装置52のコード化突起54は、コード化切欠56内に嵌合する凸状の輪郭部が軸受ピン38に向くように、配置されている。図2及び図3に示した接合装置10を有するワイパブレード12は、図5に示した接続エレメント36を備えたワイパームに組み付けることができないことが分かる。何故ならば、コード化装置46と52とは、コード化突起48, 54の位置、及び対応するコード化切欠50, 56が異なっているからである。コード化装置46及び52は、基本的に、コード化突起48, 54及びコード化切欠50, 56も異なっており、この場合、コード化切欠50, 56は異なる内側輪郭を有しており、これらの内側輪郭に、コード化突起48, 54の対応する外側輪郭が嵌合するようになっている。これらの切欠及び突起の形状は、3角形又は多角形或いは単一湾曲部又は複数湾曲部を有する形状が考えられる。これによって、種々異なるワイパーム対及びワイパブレード対を取り違えることなく互いに区別するために、多数の変化可能性が提供される。これは特に、自動車の運転席側において助手席側とは異なるワイパブレードを使用できるので、有利である。類似の車種のウインドワイパを互いに区別するべき場合のためにも、有利である。